



KTCC

協
同
組
合

関西技術協力センター

Kansai Technical Cooperation Center

Vol.01

2024.05

K T C C

N E W S



～世界の人々に日本を好きになってもらう～



組合紹介 | 協同組合関西技術協力センターについて

弊組合は、ベトナムやインドネシア等の発展途上国の人材を日本の企業様等でのOJTを通じて**技能、技術又は知識を開発途上地域等への移転**を図り、当該地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与するという「**外国人技能実習制度**」の**受入れ監理団体**であり、**特定技能制度の支援機関**です。



20年間を超える教育・サポートの実績は好評で、「日本企業と外国を結ぶ架け橋」「日本で成長した若者を世界に」の思いで活動しています。海外人材の受入れに興味がある方は是非お問い合わせください。



今回のTOPIC

- ・ 受入れ企業様の声
- ・ 組合スタッフ紹介
- ・ KTCC 業界ニュース
- ・ 現場向け手引書
- ・ オンラインセミナーのお知らせ



組合HPはこちら



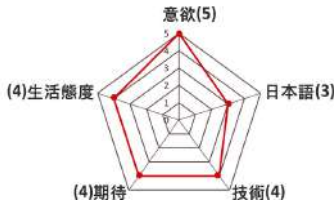
関西技術協力センター



受入れ企業様の声



▲技能実習生の生活指導員のM様・A様



住宅設備機器の製造及び販売等の事業を行っている兵庫県S社では、長年弊組合のベトナム人技能実習生を受入れされています。今回、技能実習生の生活指導員を担当されておられる方々に「実習生の仕事ぶり」や「指導方法」等についてざっくばらんに話を聞かせていただきました。

Q.実習生の仕事に対する姿勢は？

現在、電子機器組立ての職種で実習生を受入れています。彼らは主に給湯器でガスやお湯の供給を可能にする部品を製造しています。彼らの仕事ぶりは社内で高く評価されています。意欲的で指導内容への理解度と作業スピードが早く、ミスも少ないため、作業効率は非常に高いです。

Q.指導をする時のポイントは？

実習生を特別扱いせず、他の日本人社員と同じように扱って業務を教えています。ただ、彼らが日本に来ている目的は、就労のためではなく、**技術を取得する「実習」を目的にしていることを意識**して関わるように心掛けています。

Q.実習生とは普段どのように付き合っているか？

弊社は数年前からミャンマー人やベトナム人などの技能実習生を定期的に受け入れています。以前は社員200名中、実習生が10名程でしたので彼らが日本語でのコミュニケーションや文化の違いでホームシックにならないように、社内交流会を開催したり、日本語検定の際と一緒に食事をしたりしました。しかし、コロナの影響でそのような機会が減り、コロナ明けに実習生の数が増えたことから、全員で交流することが難しくなりました。昔のように実習生との距離を縮めるためにも、近いうちにそのような機会を再び設けたいと思っています。

Q.組合のサポートを評価すると？

組合からは定期訪問とともに実習生たちの実習・生活管理、トラブル対応等、いつも丁寧に対応していただいています。また、法律関連や制度改正に関する専門的なアドバイスも非常に役立っています。今後もこのようなサポートを継続していただければ幸いです。

◆◆◆ 組合スタッフの紹介 ◆◆◆ ～広島事務所 大堀さん～



Q 現在の担当業務は？

A 広島エリアを中心に弊組合の実習生及び特定技能者と受入れ先の企業様がお互い必要とされる良い関係を築け、制度が円満に行われるようにサポートしています。

Q 業務上、最も心掛けていることは？

A 「事前準備」と「状況判断」ですね。制度上、手続きは欠かせません。しかし、そこでミスをしてしまうと実習生の業務に影響を及ぼす恐れがありますので必要な書類や確認事項等は事前に準備して対応し、リスク管理を徹底しています。また、何かトラブルが起きた時には素早く対応することでも大切ですが、まずは冷静になって状況を明確に判断してから対応するように心掛けています。

Q 今まで最も印象に残った実習生は？

A 実習生Kさんは「すぐに体が疲れる」とよく言っていました。その後、病院の検査で重病ということが発覚しました。しかし、実習を続けたいという本人の意志が強く、日本で治療を続けました。その結果、症状は改善し、無事に実習を満了することができました。帰国する際の彼女の元気な笑顔は、今でも忘れられません。

Q 今後の目標について

A 実習生や特定技能者が日本でもっと安心して長く働けるように進路相談のサポートを充実させていきたいです。また、帰国する際に「日本が好きになった」、「成長できた」と言われるように全力で頑張っていきます。

KTCC 業界ニュース

「特定技能の受入れ見込数の再設定及び対象分野等の追加」について

「特定技能の受入れ見込数の再設定及び対象分野等の追加について（令和6年3月29日閣議決定）」に関する情報をお伝えさせていただきます。

●受入れ見込み数の再設定について

現在の受入れの見込み数は345,150人
(2023年12月末現在の在留特定技能者数は208,425人)
新たな2024年4月から5年間の各分野の受入れ見込数合計は**820,000人**

特定産業分野	最大数	特定産業分野	最大数
介護分野	135,000 人	自動車運送業分野	24,500 人
ビルクリーニング分野	37,000 人	鉄道分野	3,800 人
工業製品製造業分野	173,300 人	農業分野	78,000 人
建設分野	80,000 人	漁業分野	17,000 人
造船・船用工業分野	36,000 人	飲食料品製造業分野	139,000 人
自動車整備分野	10,000 人	外食業分野	53,000 人
航空分野	4,400 人	林業分野	1,000 人
宿泊分野	23,000 人	木材産業分野	5,000 人



●対象分野について

- ①特定技能制度に「自動車運送業」、「鉄道」、「林業」、「木材産業」の4分野を新たに追加
- ②「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業」から、「工業製品製造業分野」に名称を変更し新たに7業務区分（紙器・段ボール箱製造、コンクリート製品製造、陶磁器製品製造、紡織製品製造、縫製、RPF製造、印刷・製本）を追加。また、既存の業務区分に鉄鋼、アルミサッシ、プラスチック製品、金属製品塗装、こん包関連の事業所を新たに含めるよう、上乗せ基準告示を改正予定
- ③「造船・船用工業分野」
6業務区分を3区分に再編するとともに、作業範囲を拡大し、造船・船用工業に係る必要となる各種作業を新たな業務区分に追加
- ④「飲食料品製造業分野」
3つの既存の分野に食料品スーパーマーケット及び総合スーパーマーケットの食料品部門における惣菜等の製造業務を追加するよう、上乗せ基準告示を改正予定
- ⑤「造船・船用工業分野」以外の対象分野については、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年3月15日法務省令第6号）及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき特定の産業上の分類を定める件（平成31年3月15日法務省告示第65号）が改正・施行され、当該対象分野の上乗せ基準告示が施行された日から、受入れを開始することが可能

※今回の閣議決定により特定技能の受入れ可能分野が拡大され、**技能実習制度で受入れ可能な職種作業は、ほぼ特定技能でも受入れ可能**となる方向性が示されました。益々受入れ企業にとって活用しやすい制度になっていきます。技能実習制度及び特定技能制度の制度改正については、外国人材活用を検討されている企業様にとって最も関心が高いトピックスかと思います。今後も情報が入り次第、お伝えさせていただきます。

受入れ企業様に役立つ 現場向け手引書

●職場での相互理解と意思疎通：コミュニケーションの基本



技能実習生には、配属までに約6ヶ月間、現地と日本で日本語授業を受けてもらいます。彼らの日本語力は、ほとんどが日本語能力試験（JLPT）のN4程度です。N4レベルでは、ゆっくり話された場合に基本的な日本語を理解できるとされていますが、普段の会話や実務上の会話では内容や言葉が異なるため、彼らとのコミュニケーションには工夫が必要です。

まず、業務上の指示を出す際は、曖昧な表現を避けるべきです。例えば、「あとはよろしく」、「よく注意してね」、「やれるだけやっというて」といった指示は、技能実習生にとって混乱を招くことがあります。そのため、「●●時までにはこれとこの作業を終わらせてね」と具体的に指示し、その理由も説明することが重要です。

一方、伝えるだけでなく、相手が内容を理解したかどうかを確認することも大切です。日本語の聴き取りに慣れていない技能実習生は、再び質問することに抵抗を感じることがあります。しかし、確認することで誤解を防ぐことができます。そのため、分かりましたと言われたとしても「明日は何時に集合ですか」、「持ち物は何ですか」等の質問を投げ、しっかり理解できているかどうかを確認した方がお互いにとって良いです。

これらのポイントを心掛けると、技能実習生とのより円滑なコミュニケーションを取ることができると思います。

オンラインセミナーのお知らせ

ホームページよりお申込み受付中／

5月23日 13:30-14:10 初めてでも安心「外国人技能実習生受入れ講座」(5月17日締切)

▶初めて外国人技能実習生を活用する企業様向け

- ・外国人技能実習生が人気の理由
- ・外国人技能実習制度の概要
- ・外国人技能実習生の活用方法とコツ
- ・質疑応答

※セミナー参加費は無料です。

※本セミナーはZOOMにて開催されます。

▶講師紹介：井手 昭則(外国人実習雇用士)

高校時代の米国交換留学。就職後は駐在員として15年間オーストラリアで勤務。様々な職務を通して外国人とのコミュニケーションのノウハウを身に付ける。これまでの経験を活かし、海外人材活用について適切にアドバイスしています。



① 発行・お問い合わせ

☎ 電話番号：06-6152-8808 (平日9時～18時) 👤 担当：大阪本部 広報課 井手

発行元：協同組合 関西技術協力センター (一般監理団体 / 登録支援機関)

大阪本部：〒532-0033 大阪府大阪市淀川区新高3丁目9番14号ピカソ三国ビル4階

名古屋事務所：〒453-0013 愛知県名古屋市中村区亀島2丁目14番10号 富士オフィスビルディング4F

広島事務所：〒730-0051 広島県広島市中区大手町3丁目8番1号 大手町中央ビル10F

🔍 組合HP



関西技術協力センター

